

産業廃棄物処分業許可申請書

令和 8 年 4 月 15 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

申請者

郵便番号 304-0004

住所 茨城県下妻市大木1252番地3

氏名 株式会社新栄商事

代表取締役 櫻井 清

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0296-44-5401 FAX 0296-43-6103

e-mail h-tanaka@sin-ei-recycle.com

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

この許可証は複写です。
(ホームページDL版)



事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)

破碎:別表1のとおり
焼却:別表1のとおり
選別:別表1のとおり
乾燥:別表1のとおり

事務所及び事業場の所在地

事務所 茨城県下妻市大木1252番地3
電話番号 0296-44-5401
事業場 茨城県下妻市大木1266番地外9筆
茨城県下妻市大木1306番外11筆
電話番号 0296-44-5401

事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)

がれき類の破碎施設
設置場所:下妻市大木字上原1266番、1265番2、1267番、1268番6、1269番1、1270番1、1270番2、1271番1、1272番1、1272番2
設置年月日:令和2年6月30日
処理能力:360 t/日(8時間)、45 t/時
許可年月日:平成30年8月23日
許可番号:1-1-0267

廃プラスチック類の破碎施設、木くず及びびがれき類の破碎施設
設置場所:下妻市大木字上原1266番、1265番2、1267番、1268番6、1269番1、1270番1、1270番2、1271番1、1272番1、1272番2
設置年月日:令和元年7月12日
処理能力:廃プラスチック類 31.84 t/日(8時間)、3.98 t/時
木くず 74.96 t(8時間)、9.37 t/時
がれき類 136 t/日(8時間)、17 t/時
混合廃棄物 64.96 t/日(8時間)、8.12 t/時
許可年月日:平成30年8月23日
許可番号:1-1-0265

更新許可申請を受付しました。この控えは大切に保管してください。
なお、現許可の有効期間の満了後も、この申請に対する処分がなされるまでは、現在の許可は引き続き有効です。
(根拠条文:廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第3項、第14条第8項、第14条の4第3項、第14条の4第8項)

廃プラスチック類の破碎施設、木くず及びびがれき類の破碎施設
設置場所:下妻市大木字上原1266番、1265番2、1267番、1268番6、1269番1、1270番1、1270番2、1271番1、1272番1、1272番2
設置年月日:令和元年7月12日
処理能力:廃プラスチック類 12.96 t/日(8時間)、1.62 t/時

この許可証は複写です。
(ホームページDL版)

	<p>木くず 47.6 t / 日 (8時間), 5.95 t / 時 がれき類 61.6 t / 日 (8時間), 7.7 t / 時 混合廃棄物 38.56 t / 日 (8時間), 4.82 t / 時 許可年月日 : 平成30年8月23日 許可番号 : 1-1-0266</p> <p>中間処理施設 (乾燥) 設置場所 : 下妻市大木1266、1267、1265-2、1270-1 1270-2、1268-6、1269-1、1271-1、1272-1、 1272-2 設置年月日 : 平成10年10月1日 処理能力 : 5.2m³/日 (8時間) 許可年月日 : 平成9年10月24日 許可番号 : 1-1-0070</p> <p>選別施設 設置場所 : 茨城県下妻市大木字上原1266番、1265番2、 1267番、1268番6、1269番1、1270番1、1270番2、 1271番1、1272番1、1272番2 設置年月日 : 令和3年10月6日 処理能力 : 117.52 t / 日 (8時間)、14.69 t / 日 許可年月日 : 平成30年8月23日 許可番号 : 1-1-0453</p> <p>廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設及び産業廃棄物の 焼却施設 設置場所 : 茨城県下妻市大木字上原1266番地他9筆 設置年月日 : 平成18年6月15日 処理能力 : 廃油 38 t / 日 (24時間) 廃プラスチック類 21 t / 日 (24時間) その他産業廃棄物 48 t / 日 (24時間) 許可年月日 : 平成18年1月06日 許可番号 : 1-1-0136</p> <p>安定型最終処分場 設置場所 : 下妻市大木字上原1305-2、1306、1307、1308-1、 1308-2、1309、1310、1311、1312-3、1312-4、 1313、1308-3 設置年月日 : 平成4年5月20日 処理能力 : 埋立面積 20,009m² 埋立容量 126,875m³ 許可年月日 : 平成4年5月20日 許可番号 : -</p>
<p>保管を行う場合には、保管を行う すべての場所の所在地、面積、保 管する産業廃棄物の種類 (当該産 業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が 含まれる場合は、その旨を含む。)、 処分等のための保管上限及び積み 上げることができる高さ</p>	<p>別紙1のとおり</p>
<p>事業の用に供する施設の処理方 式、構造及び設備の概要</p>	<p>破碎、乾燥、選別、焼却、安定型最終処分場 詳細は別添「事業計画概要書」のとおり</p>
<p>※ 事 務 処 理 欄</p>	

許可番号 00841008665

産業廃棄物処分業許可証

住所 茨城県下妻市太木1252番地3
氏名 株式会社 新栄商事
代表取締役 櫻井 清
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 **第14条第6項** の許可を受けた者であることを証明する
第14条の2第1項

茨城県知事 大井川 和彦

許可の年月日 令和4年2月2日
許可の有効年月日 令和8年6月13日

この許可証は複写です。
(ホームページDL版)

1. 事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)

中間処分

破碎: 燃え殻(付着物に限る。)(*7)、汚泥(付着物に限る。)(*3)(*5)(*7)、廃油(付着物に限る。)(*5)
廃プラスチック類(*3)(*5)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(*5)、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*3)(*5)、鋳さい(石材破片に限る。)(*7)、がれき類(*3) 以上13種類

乾燥: 汚泥(*3)(*5)(*7) 以上1種類

選別: 燃え殻(付着物に限る。)(*7)、汚泥(付着物に限る。)(*3)(*5)(*7)、廃油(付着物に限る。)(*5)、
廃プラスチック類(*3)(*5)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(*5)、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*3)(*5)、鋳さい(石材破片に限る。)(*7)、がれき類(*3) 以上13種類

焼却: 廃油(*5)、廃プラスチック類(*3)(*5)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不
要物、ゴムくず 以上8種類

最終処分

安定型最終処分場: 廃プラスチック類(*4)(*5)、ゴムくず、金属くず(*5)、ガラスくず・コンクリートく
ず及び陶磁器くず(*4)(*5)、がれき類(*4) 以上5種類

(※) 記載品目については、(*3) 石綿含有産業廃棄物を除く、(*4) 石綿含有産業廃棄物を含む、
(*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く、(*7) 水銀含有ばいじん等を除く

2. 事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可
番号(産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)

別記1のとおり。

3. 許可の条件 特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	変更内容	許可(届出)年月日	変更内容
昭和61年10月1日	新規許可	令和元年7月25日	変更届(施設の変更)
平成19年1月19日	変更届(名称、代表者の変更)	令和元年10月16日	変更許可(品目の追加)
平成23年6月14日	更新許可	令和3年7月30日	更新許可
平成28年5月31日	変更届(施設等の変更)	令和4年2月2日	変更許可(処理方法の追加)
平成28年9月29日	更新許可	令和6年9月6日	変更届(氏名の変更)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

別記 1

事業の用に供する施設の所在地、処理施設、保管施設及び最終処分場の概要

この許可証は複写です。
(ホームページDL版)

茨城県下妻市大字大木字上原1266番地 外9筆

処理施設

施設の種類の	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破碎施設	360 t/日 (8時間)	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*3) (*5)、鉋さい(石材破片に限る。)(*7)、がれき類(*3) 以上3種類	平成 2 年 10 月 11 日 — —
	64.96 t/日 (8時間)	燃え殻(付着物に限る。)(*7)、汚泥(付着物に限る。)(*3) (*5) (*7)、廃油(付着物に限る。)(*5)、廃プラスチック類(*3) (*5)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(*5)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*3) (*5)、がれき類(*3) 以上12種類	令和 元 年 7 月 12 日 — —
	38.56 t/日 (8時間)	燃え殻(付着物に限る。)(*7)、汚泥(付着物に限る。)(*3) (*5) (*7)、廃油(付着物に限る。)(*5)、廃プラスチック類(*3) (*5)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(*5)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*3) (*5)、がれき類(*3) 以上12種類	令和 元 年 7 月 12 日 — —
乾燥施設	5.2 m ³ /日 (8時間)	汚泥(*3) (*5) (*7) 以上1種類	平成 10 年 10 月 1 日 平成 9 年 10 月 24 日 —
選別施設	117.52 t/日 (8時間)	燃え殻(付着物に限る。)(*7)、汚泥(付着物に限る。)(*3) (*5) (*7)、廃油(付着物に限る。)(*5)、廃プラスチック類(*3) (*5)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(*5)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*3) (*5)、鉋さい(石材破片に限る。)(*7)、がれき類(*3) 以上13種類	令和 3 年 10 月 6 日 平成 30 年 8 月 23 日 1-1-0453
焼却施設	48 t/日 (24時間)	廃油(*5)、廃プラスチック類(*3) (*5)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず 以上8種類	平成 18 年 6 月 15 日 — —

(※) 記載品目については、(*3) 石綿含有産業廃棄物を除く、(*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く、(*7) 水銀含有ばいじん等を除く。

別記 2

許可番号 00841008665

茨城県下妻市大字大木字上原130-6番 外11筆

処理施設

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
安定型最終処分場	埋立面積 20,009 m ² 埋立容量 126,875 m ³	廃プラスチック類(*4)(*5)、ゴムくず、金属くず(*5)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*4)(*5)、がれき類(*4) 以上5種類	平成4年5月20日 — —

(※) 記載品目については、(*4) 石綿含有産業廃棄物を含む、(*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く

この許可証は複写です。
(ホームページDL版)